「特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当て、登録情報変更、返却申請手続きについて」新旧対照表

現在の入音	以足後の人音
1.2.1 マルチホーム接続を行うネットワーク	1.2.1 マルチホーム接続を行うネットワーク
<i>─ IPv4 アドレス、IPv6 アドレスともに、3 ヶ月以内に</i>	
マルチホームを行うエンドサイトであり、かつ、IPv4	
<u>アドレスについては割り当て後1年以内に/24 以上/23</u>	
未満を使用し、申請する割り当てアドレス数のうち 25 %	
<u> を直後(割り当て後3ヶ月以内)に、50%を1年以内に使</u>	
<i>用することを示さなくてはなりませ</i> ん。	
	<u>を行うエンドサイトまたは、上位のプロバイダから少な</u>
	<u>くとも/24のアドレスを割り当てられ使用しておりマル</u>
	<u>チホームを行うエンドサイトであることが必要です。</u>
	<u>いずれの場合にも、割り当て後1年以内に/24以上/23</u>
	未満を使用し、申請する割り当てアドレス数のうち 25%
	を直後(割り当て後3ヶ月以内)に、50%を1年以内に使
	<i>用することを示さなくてはなりません。</i>
	<u>IPv6 アドレスについては、3 ヶ月以内にマルチホーム</u>
	を行うエンドサイトであれば、割り当てを受けることが
	<u>可能です。</u>
また、IPv4アドレス、IPv6アドレスともに、既に割り	また、IPv4 アドレス、IPv6 アドレスともに、既に割り
当てを受けているアドレスがあれば、そのアドレスをリ	当てを受けているアドレスがあれば、そのアドレスをリ
ナンバすることに同意していただく必要があります。	ナンバすることに同意していただく必要があります。
マルチホームの用途のために申請する組織で、「JPNIC	マルチホームの用途のために申請する組織で、「JPNIC

マルチホームの用途のために申請する組織で、「JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー」および「JPNIC における IPv6 アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」に記した初回割り振り基準をみたすことが証明できる場合は、IP アドレス管理指定事業者契約の申請手続きをおとりください。

現在の文書

マルチホームの用途のために申請する組織で、「JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー」および「JPNIC における IPv6 アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」に記した初回割り振り基準をみたすことが証明できる場合は、IP アドレス管理指定事業者契約の申請手続きをおとりください。

改定後の文書